



第41号の内容

- ▼マイナンバー制度を悪用する不審な電話等に御用心！
- ▼光卸を御存知ですか？
- ▼古い灯油を使ったら石油ストーブが故障？
- ▼今後開催予定の講座等の御案内

マイナンバー制度を悪用する不審な電話に御用心！

今年10月から全世帯にマイナンバーが通知されていることに関連して、「口座番号を教えてください」、「個人情報进行调查する」などといった、不審な電話に関する相談が全国の消費生活センターに寄せられています。国民生活センターによると、次のような相談が寄せられているとのこと。

【事例1】行政機関を名乗って、「マイナンバー制度が始まると手続きが面倒になるので、至急、振込先の口座番号を教えてください」との電話があった。本当か。(60歳代、女性)

【事例2】「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報を調査中である」と言って、女性が来訪し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。本当に行政機関がそのような調査をしているのか。(60歳代、女性)

【事例3】知らない業者から「マイナンバーを管理します」という電話があった。「専門家が管理するのか」と尋ねたところ、「私が管理する」と言ったので、不審に思い、電話を切ったが、本当か。(60歳代、男性)

【事例4】若い男性から「マイナンバーが順次届いており、みんな手続きをしているが、あなたは手続きをしているか」との電話があった。「まだ手続きをしていない」と答えると、「早く手続きしないと刑事問題になるかもしれない」などと言われ、不審に思った。すぐに電話を切ったが、本当か。(70歳代、男性)

不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。少しでも不安を感じたら、すぐに次の窓口にご相談してください。

《不審な電話を受けた場合・詐欺被害に遭われた場合》

●消費者ホットライン 188 (いやや!) または最寄りの消費生活相談窓口

●警察 相談専用電話 #9110 または最寄りの警察署

《マイナンバー制度全般の御相談》

●内閣府 マイナンバー専用コールセンター 0570-20-0178

《通知カードや個人番号カードの御相談》

●総務省 個人番号カードコールセンター 0570-783-578

《個人情報取扱に関する苦情》

●特定個人情報保護委員会 苦情あっせん相談窓口 03-6441-3452

(出典：国民生活センター)

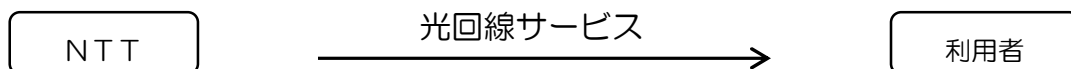
光卸を御存知ですか？

光卸とは？

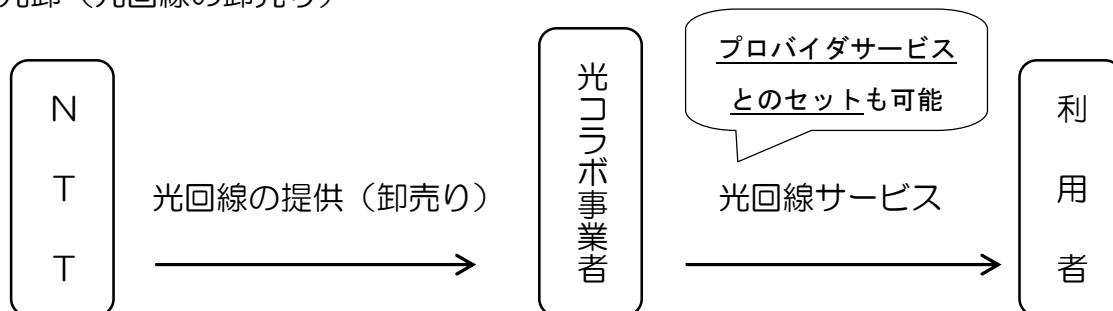
光卸（光回線サービスの卸売り）とは、NTTがインターネットの光回線を別の事業者
に提供することを言います。光卸は光コラボとも呼ばれ、NTTから光回線の提供を受け
た事業者は、光コラボ事業者と呼ばれます。

これまでNTTの光回線サービスを利用するには、利用者は必ずNTTと直接契約する
必要がありました。しかし、光卸の場合は、NTTに代わって光コラボ事業者と契約する
ことになるため、利用者とNTTとが契約する必要はありません。また、光卸により、光
回線サービスとプロバイダサービスがセットになったサービスを利用することも可能とな
りました。

○従来（NTTによる直接販売）



○光卸（光回線の卸売り）



乗り換え手続き

NTTから光コラボ事業者への乗り換えは、「転用」という簡単な手続きで行うことがで
きます。NTTの光回線をそのまま利用するため、工事の必要はなく、従来の電話番号も
そのまま利用できます。

「転用」はまず、①電話またはインターネットで利用者からNTTに対し「転用承諾番
号」の申込みを行い、②NTTから11桁の「転用承諾番号」を取得します。次に、③取
得した「転用承諾番号」を利用者から光コラボ事業者に通知します。そして、④光コ
ラボ事業者がNTTに必要な手続きを行い、手続きが完了します。

利用者がNTTに対して「転用承諾番号」の申込みをするには、NTTに顧客ID、電話

番号、契約者名、住所、支払方法等を伝える必要があり、取得した「転用承諾番号」の有効期間は、番号の取得日から 15 日間です。



乗り換えの注意点

光卸により、NTT以外の多くの事業者が光回線サービスに参入することになったため、競争原理が働いて利用料金が安くなることが期待されます。しかしその反面、「転用」という簡単な手続きで乗り換えが可能になるため、利用者が十分に契約内容を理解しないまま手続きが完了してしまい、トラブルになる恐れもあります。

光コラボ事業者への乗り換えにあたっては、特に次の3点に注意して、契約内容や利用料金についてよく検討した上で「転用」の手続きを行うようにしてください。

1. 乗り換えによって光回線サービスの料金が安くなったとしても、オプションサービスを追加・変更すると、インターネットの利用料金の総額が必ずしも安くなるとは限りません。
2. 乗り換えると、通常、今までのプロバイダ事業者との契約を解除する必要があり、解約料を支払う必要があります。
3. 乗り換えが完了すると、「やっぱりNTTに戻りたい」、「やっぱり別の事業者と契約したい」と思っても、そうするには解約料が必要になり、電話番号が変わってしまう場合があります。

古い灯油を使ったら石油ストーブが故障？

【事例】石油ストーブを購入して2日後、消火しようとした際に、操作つまみが上がらず、緊急消火ボタンも作動しなかったために、新品と交換してもらった。3カ月後にも同じように消火できなくなり、販売店を呼び消火してもらった。販売店からは昨シーズンの灯油を使ったことが原因ではないかと言われた。(70歳代 女性)

【ひとこと助言】

- ・灯油は、保管方法を誤ると日光や熱による変質、水や異種の油などの混入により「不良灯油」になることがあります。
- ・不良灯油を石油暖房機器に使用すると、少量でも異常燃焼や機器の故障につながり危険です。
- ・保管するときは、灯油専用容器に入れ、日光や雨の当たらない場所に置きましょう。
- ・シーズン中に使い切れなかった場合や、長期保管し変質の可能性がある灯油は決して使用せず、購入した石油販売店に相談するなどして安全に廃棄しましょう。

(出典：国民生活センター)

☆☆消費生活センター講座（平成27年度下半期）☆☆

月	日	テーマ	講師
11月	26日	くらしの情報セミナー 募集を終了しました 「マイナンバーってなに？」 会場：滋賀県消費生活センター3階研修室	滋賀県総合政策部 情報政策課職員
12月	15日	くらしの情報セミナー 「食生活と環境のつながりを学ぶ」 会場：滋賀県消費生活センター3階研修室	滋賀県地球温暖化防止活動 推進員 山本 悦子氏
1月～3月		消費者講座 （地域の見守り） 会場(予定)：大津市、長浜市	決まり次第お知らせします。

◇◆高齢者消費者被害防止パネル展◆◇

期 間	場 所
11月4日～11月11日	アル・プラザ長浜(長浜市小堀450)
12月7日～12月11日	彦根市役所1階玄関ロビー(彦根市元町4-2)
	滋賀県湖東合同庁舎1階玄関ロビー(彦根市元町4-1)
12月22日～H28年1月7日	ショッピングプラザ・アピア(東近江市八日市浜野町3-1)
H28年1月7日～1月14日	アル・プラザ水口(甲賀市水口町本綾野566-1)
H28年2月予定	南部地域で開催予定

消費生活フェスタを開催しました (9月12日(土)、ビバシティ彦根において)

多くみなさまに御来場頂きありがとうございました。

滋賀県住みます芸人の「ファミリーレストラン」が消費者被害をなくすため、消費者と共に悪質業者と戦う滋賀県消費生活戦隊『だまさレンジャー』に任命されました！！

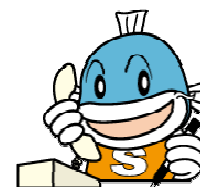
◆◇トラブルにあったら・・・◆◇ **まずは消費生活相談窓口へご相談ください。**

滋賀県消費生活センター 0749-23-0999

平日・土日 午前9時15分から午後4時まで

祝日・年末年始は除く

消費者ホットラインの3けた電話番号『188』(いやや)もご利用ください。



「くらしのかわら版」第41号（平成27年10月発行）

滋賀県消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町4-1 TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/> (パソコン)

<http://www.pref.shiga.lg.jp/mobile/shohi/> (携帯端末)

次号は、平成28年1月下旬に発行予定です。